

坂東市医療福祉職奨学金返還支援補助金 ～ 令和7年度版 ～

奨学金を借りて高校・大学等を卒業後、働きながら奨学金を返還している医療福祉職の方に、返還額の一部を補助します。

対象となる奨学金

- 日本学生支援機構の奨学金（第一種及び第二種）
- 茨城県奨学資金
- 母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金のみ） 等

対象となる方

申請日時点で、次の条件を全て満たしている必要があります。

- 奨学金を受けて高校・大学等を卒業し、市内に居住していること。
 - 35歳以下であること。
 - 返還開始日が令和6年4月1日以降であること。
 - 医療福祉分野の資格を有し、その資格を要する職業に就いていること。
- ※ほかにも条件があります。

（対象資格）

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師、助産師、保健師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科技工士、救急救命士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師

補助金の額

5年間で**最大60万円！**

「坂東市奨学金返還支援補助金」と併せ**最大120万円！！**

○各年に返還した奨学金の2分の1を補助（1年あたり12万円まで）

※勤務先が市外の方は半額となります。

※返還を開始した月の分を含め、最大60か月分が対象です。

その他

- ・申請期間は毎年1月です。前年分を一括で申請いただきます。
- ・申請方法や対象可否の確認は、お問い合わせください。

市ウェブページ



● 問合せ先

坂東市企画部企画課人口政策係

TEL 0297-21-2181（直通）

E-mail kikaku@city.bando.ibaraki.jp

